

藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤沢市条例第22号）の一部を
次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、
規定の整備をする必要による。